

一般社団法人全国地方銀行協会 がん団信(連生) 信制度の概要								
保険名称		がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険						
この保険の特徴		この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、会員銀行(以下、「銀行」といいます)を保険金受取人とし、銀行から住宅ローン等を借り入れている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約です。 被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。 なお、賦払債務者が複数の場合は、主たる賦払債務者1名でのご加入だけでなく、設定した付保割合に応じて複数名でのご加入も可能です(*1)。 ■連生の取扱いについて ・同一の債務に対して連帯して債務を負う2名で債務残高を保険金額とする被保険者を連生被保険者(連帯債務)と いいます。 ・ご夫婦等で同一の債務に対して連帯債務者となられる場合を「連生」といいます(以下:連生)。 ・ご夫婦等のそれぞれが所定の加入条件を満たした場合に連生を利用してのご加入も可能です(*2)。 ・ご夫婦等のいずれかの被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、その被保険者の住宅持分にかかわ らず、債務残高に対して保険金が支払われます。 (*1)付保割合を設定した複数名でのご加入については、取り扱いをしていない銀行もあります。 (*2)保障開始日以降は加入形態の変更(例:単独加入→連生)はできません。						
お 支 払 事 由	死亡保険金	・保険期間中に死亡されたとき						
	リビング・ニーズ 特約保険金	・保険期間中に余命が6ヵ月以内と判断されるとき(※) (※)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。						
	高度障害保険金	・保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき						
	がん保険金	・保険期間中に、所定の悪性新生物(注)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。 ただし、次の場合を除きます。 ●保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ●保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ●保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (注)悪性新生物のうち、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。						
保険金額		債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(通減)します。 加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借り入れも含めて、「地銀協住宅ローン団信制 度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協ダブルサ ポート団信制度」、「地銀協引受緩和団信制度」および「地銀協事業者向団信制度」を通算して2億円、かつ「地銀協 ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借り入れも含めて通算して2億円となります。限度額を超える 保険金についてはお支払いいたしません。						
保険金が 支払われない場合		次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。 <table><tr><th>名称</th><th>保険金をお支払いできない場合</th></tr><tr><td>・死亡保険金 (リビング・ニーズ 特約保険金) ・高度障害保険金</td><td>(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払 事由に該当されたとき (3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4)戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金の お支払事由に該当されたとき (5)告知義務違反による解除 (6)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (7)重大事由による解除の場合 (8)保険開始日より前に発生した障害や疾病を原因として高度障害状態に該当され たとき (9)連生を取り扱うとき ・ご夫婦等のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡、高 度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ・ご夫婦等のうち、いずれかの被保険者について保険金を支払い、その支払後に連 生被保険者の他の被保険者が死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ 特約保険金のお支払事由に該当されたとき ・また、連生の被保険者である2名のいずれか1人が上記事由によりこの保険契 約が解除等となった場合、解除等以後、残存する被保険者について連生の取り扱 いは行ないません。</td></tr><tr><td>がん保険金</td><td>(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されて いるとき (3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の 再発・転移等と認められるとき (4)告知義務違反による解除 (5)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6)重大事由による解除の場合 (7)連生を取り扱うとき ・ご夫婦等のうち、いずれかの被保険者についてがん保険金を支払い、その支払後 に連生被保険者の他の被保険者が、がん保険金のお支払事由に該当されたとき ・連生の被保険者である2名のいずれか1人が上記事由によりこの保険契約が解 除等となった場合、解除等以後、残存する被保険者について連生の取り扱いが行 ないません。</td></tr></table>	名称	保険金をお支払いできない場合	・死亡保険金 (リビング・ニーズ 特約保険金) ・高度障害保険金	(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払 事由に該当されたとき (3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4)戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金の お支払事由に該当されたとき (5)告知義務違反による解除 (6)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (7)重大事由による解除の場合 (8)保険開始日より前に発生した障害や疾病を原因として高度障害状態に該当され たとき (9)連生を取り扱うとき ・ご夫婦等のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡、高 度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ・ご夫婦等のうち、いずれかの被保険者について保険金を支払い、その支払後に連 生被保険者の他の被保険者が死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ 特約保険金のお支払事由に該当されたとき ・また、連生の被保険者である2名のいずれか1人が上記事由によりこの保険契 約が解除等となった場合、解除等以後、残存する被保険者について連生の取り扱 いは行ないません。	がん保険金	(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されて いるとき (3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の 再発・転移等と認められるとき (4)告知義務違反による解除 (5)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6)重大事由による解除の場合 (7)連生を取り扱うとき ・ご夫婦等のうち、いずれかの被保険者についてがん保険金を支払い、その支払後 に連生被保険者の他の被保険者が、がん保険金のお支払事由に該当されたとき ・連生の被保険者である2名のいずれか1人が上記事由によりこの保険契約が解 除等となった場合、解除等以後、残存する被保険者について連生の取り扱いが行 ないません。
名称	保険金をお支払いできない場合							
・死亡保険金 (リビング・ニーズ 特約保険金) ・高度障害保険金	(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払 事由に該当されたとき (3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4)戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金の お支払事由に該当されたとき (5)告知義務違反による解除 (6)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (7)重大事由による解除の場合 (8)保険開始日より前に発生した障害や疾病を原因として高度障害状態に該当され たとき (9)連生を取り扱うとき ・ご夫婦等のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡、高 度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ・ご夫婦等のうち、いずれかの被保険者について保険金を支払い、その支払後に連 生被保険者の他の被保険者が死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ 特約保険金のお支払事由に該当されたとき ・また、連生の被保険者である2名のいずれか1人が上記事由によりこの保険契 約が解除等となった場合、解除等以後、残存する被保険者について連生の取り扱 いは行ないません。							
がん保険金	(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されて いるとき (3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の 再発・転移等と認められるとき (4)告知義務違反による解除 (5)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6)重大事由による解除の場合 (7)連生を取り扱うとき ・ご夫婦等のうち、いずれかの被保険者についてがん保険金を支払い、その支払後 に連生被保険者の他の被保険者が、がん保険金のお支払事由に該当されたとき ・連生の被保険者である2名のいずれか1人が上記事由によりこの保険契約が解 除等となった場合、解除等以後、残存する被保険者について連生の取り扱いが行 ないません。							
連帯債務で返済を する際の留意点		団体信用生命保険からの保険金の支払いによって完済された住宅ローンの借入者に連帯債務者がいた場合、もう一 方の債務者(連帯債務者)のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。						
保障開始日		融資実行日(債務引受の場合は債務引受日)または事務幹事会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。						
この契約からの脱退事由		・融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ・融資について期限の利益を失ったとき ・保険金のお支払事由に該当されたとき ・所定の年齢に達したとき ■連生の取扱いについて ・いずれかの被保険者が保険金のお支払事由に該当した場合には、もう1人の被保険者は脱退となります。 ・いずれかの被保険者が年齢超過等で脱退となった場合には、もう1人の被保険者については、上記脱退事由に該当す るまでは被保険者としての保障が継続します。						

<ご注意> この「一般社団法人全国地方銀行協会がん団信制度の概要」は、がん保障特約付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したもので
す。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項」に関す
るご説明、および「個人情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

保険契約者 一般社団法人全国地方銀行協会



もしものときの
住宅ローンに安心を
お届けします

地銀協がん団信(連生)

がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

ご夫婦等のどちらかが、

万一の時、がんになってしまったとき、

住宅ローン残高が 0円 に!



死亡 死亡されたとき

高度障害 保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当されたとき

がん 所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき

ご加入について

① 加入対象者

新たにご融資を受けられる方のうち、加入可能な年齢かつ事務幹事会社にご加入を承諾した方
なお、連生を利用する場合は、新たにご融資を受けられるご夫婦等のお2人ともについて、所定の年齢の範囲内である
こと、かつ、事務幹事会社の加入承諾が必要です。
※連生をご利用できるご夫婦等とは、戸籍上のご夫婦のほか、婚約関係にある方、内縁関係にある方または同性パート
ナー関係にある方、親子、兄弟姉妹等です。
ただし、以下に該当する場合は、地銀協がん団信制度にはご加入いただけません。
・がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方

② 加入手続き

「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額(保険金額)が1億円を超える場合には、事務幹事保険会社所
定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことが
あります(診断書取得にかかる費用はお客さま(加入申込者)にご負担いただきます)。
※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

お客様の「万一の備え」に「がんになってしまったときの備え」をプラスして住宅ローンのご返済に安心をお届けします。

！ そんな大きな病気にはめったにならないでしょ？

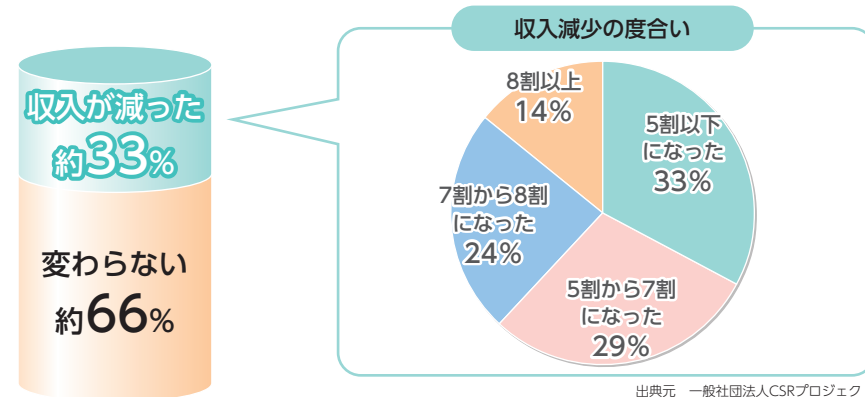


住宅ローンで心配なのは、
万一のときよりも、
がんにかかったことで収入が
減ってしまったとき。
それでも住宅ローンの
支払いは残ります。



●悪性新生物(がん)にかかると、収入が減ってしまうこともあります。

●悪性新生物(がん)にかかった後の収入の変化



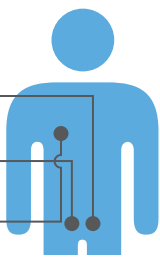
出典元 一般社団法人CSRプロジェクト
[第2回 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会(2012年3月12日)]より

収入が減少する中、治療費等に対する経済的な負担が増加することが想定されます。
経済面の不安を軽減させるために、がんに対する保障を準備しておくことをおすすめします。

●罹患数が多いのはどの部位のがんでしょうか？

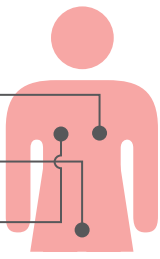
男 性

- 1位 **前立腺**
- 2位 **大腸(結腸・直腸)**
- 3位 **肺**



女 性

- 1位 **乳房**
- 2位 **大腸(結腸・直腸)**
- 3位 **肺**

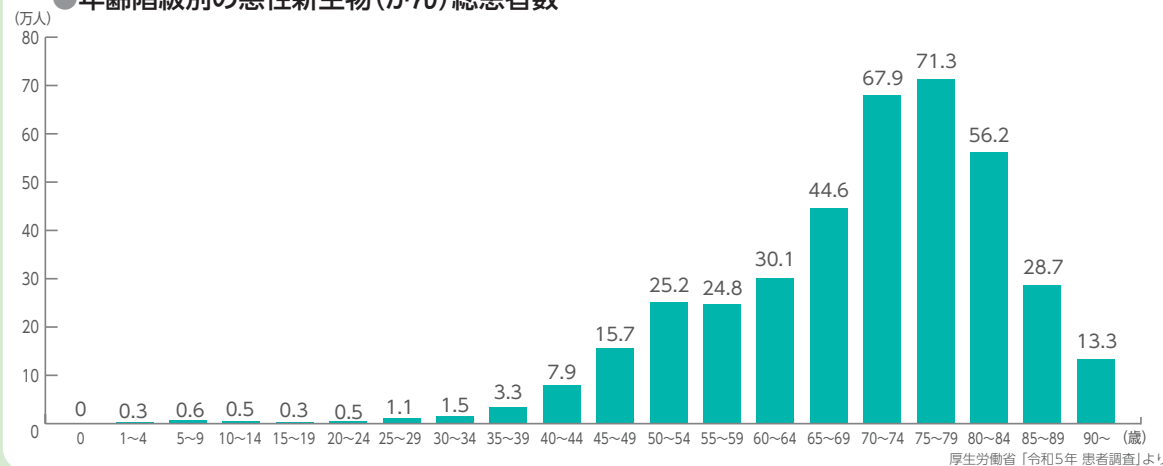


厚生労働省「全国がん登録 罹患数・率 報告2020」罹患数、部位割合(%)、粗罹患率(人口10万対)、
年齢調整罹患率(人口10万対)、累積罹患率(%)：部位別、性別(2020年)をもとに明治安田作成
※上皮内がんを除く

罹患数が多い「がん」の部位別第1位は、男性が「前立腺がん」で女性が「乳がん」です。
大腸がんは男女ともがんの部位で比べると罹患数が多いです。
がんに対する保障を準備しておくことをおすすめします。

●悪性新生物(がん)患者数が多いのはどの年代でしょうか？

●年齢階級別の悪性新生物(がん)総患者数



60歳以上の患者数は多いですが、50代約19万人、40代約11万人、30代でも約3万人といわゆる働き盛りの世代の患者もたくさんいます。
悪性新生物(がん)に対する保障を準備しておくことをおすすめします。

！ 万一のことなんて考えたくない！



万一のことが起こってしまったときには
多くの不安に直面します。

死 亡

死亡されたとき

高度障害

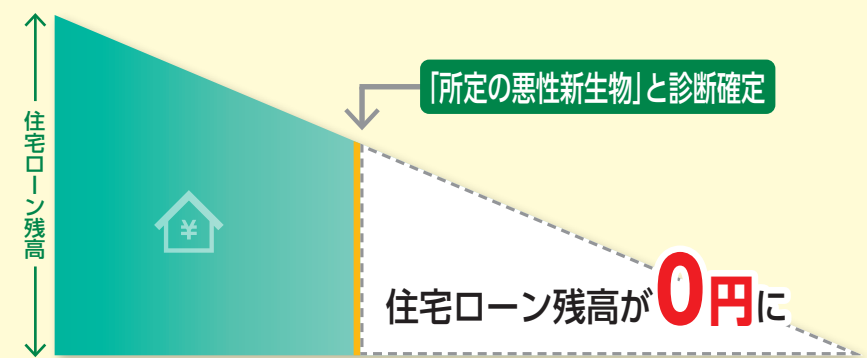
保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態になられたとき

所定の悪性新生物と
診断確定された場合の
住宅ローンのご返済に安心を。



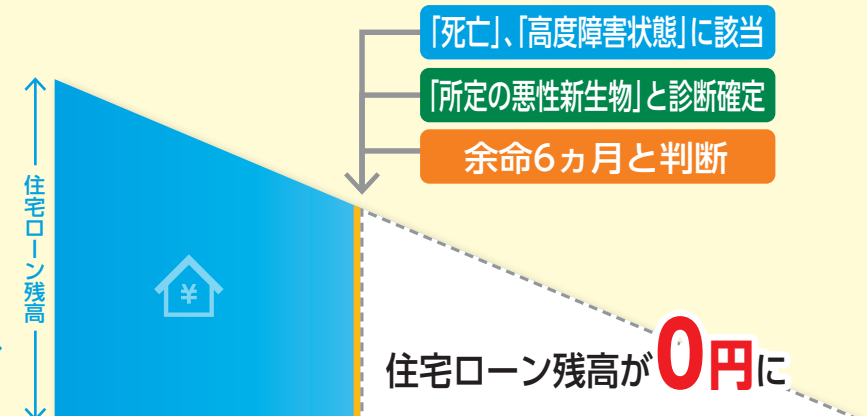
ご夫婦のどちらかが
所定の悪性新生物と
診断確定されたとき

住宅ローン残高が **0円**に



ご夫婦のどちらかが
「死亡」または「高度障害状態」に該当されたとき
「余命6ヵ月以内」と判断されるとき

住宅ローン残高が **0円**に



お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。